

◆◆◆ 運営規程の概要 ◆◆◆

フリガナ	ツウショカイゴジギョウショ シンリンエン								サービス種 別	地域密着型通所介護 通所型サービス		
事業所名	通所介護事業所 森林園								事業所番号	1173201532		
所在地	〒355-0811 比企郡滑川町大字羽尾4738番地2								フリガナ	モリヤマ リカ		
									管理者	守山 里香		
連絡先	電話番号		0 4 9 3 - 5 6 - 5 6 3 6						F A X 番号	0 4 9 3 - 5 6 - 5 6 6 5		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日	年末年始（1月1日～3日）		
	×	○	○	○	○	○	○	○				
営業時間	平 日		8:30～17:30						備考	サービス提供時間 10:00～16:00 ※延長時間…未対応		
	土・日曜日		8:30～17:30									
	祝 日		8:30～17:30									
利用定員	1 8 名		実施単位数				1 単位					
利用料	利用者負担額				介護報酬の告示上の額の利用者負担分（別掲）							
	サービス費用				介護報酬の告示上の額（別掲）							
その他の 費 用	食費600円、おやつ代150円、利用者の希望による日常生活費（身の回り品及び教養娯楽費）実費											
通常の事業の 実施地域	①滑川町全域											
	備考											

◆◆◆ 主な職員の勤務体制 ◆◆◆

職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別	
	常勤	非常勤	専従	兼務
相談員	１人以上		１人以上	１人以上
看護職員		２人以上		２人以上
介護職員	２人以上	１人以上	２人以上	１人以上
機能訓練指導員		１人以上		１人以上

◆◆◆ 事業の目的と運営の方針 ◆◆◆

事業の目的	介護が必要な利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営む事が出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事が出来るよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及び契約の定めに基づき、関係する市町村、事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、利用者の心身機能状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努めます。

◆◆◆ サービス概要 ◆◆◆

基本サービス	
食事の介助	●食事の準備、介助を行います。 ●当事業では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養ならびにご契約者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。 ●ご契約者の自立支援のため、離床して食事を取っていただきます。
排泄	●ご契約者の排泄の介助を行います。
送迎	●ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、送迎サービスを実施しておりません。

加算サービス	
入浴サービス	●入浴または清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
個別機能訓練	●地域での在宅生活が継続できるよう、生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行います。
若年性認知症ケア	●若年性認知症（４０歳以上６５歳未満）のご契約者に対するサービスとして授産作業的なアクティビティ、スポーツ、創作的活動等、若年者のニーズを踏まえたプログラムを提供します。

◆◇◆ 利用料その他の費用の額 ◆◇◆

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として介護報酬告示上の額のうち介護負担割合証に記載の負担割合に応じた額です。ただし諸事情により償還払いとなった場合は、下表の法定代理受領分以外の金額、つまりサービス費用全額を事業所に支払います。

《通所介護》 地域密着型通所介護（提供時間 6 時間以上 7 時間未満）

基本利用料 * * * * *	地域区分	7 級地	単価	10.14円
--------------------	------	------	----	--------

要介護区分	単位数	利用者負担金（1 日あたり）			
		利用者負担額			サービス費用
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護 1	（ 678/日 ）	<u>688</u> 円	<u>1,375</u> 円	<u>2,063</u> 円	6,874 円
要介護 2	（ 801/日 ）	<u>813</u> 円	<u>1,625</u> 円	<u>2,437</u> 円	8,122 円
要介護 3	（ 925/日 ）	<u>938</u> 円	<u>1,876</u> 円	<u>2,814</u> 円	9,379 円
要介護 4	（ 1,049/日 ）	<u>1,064</u> 円	<u>2,128</u> 円	<u>3,191</u> 円	10,636 円
要介護 5	（ 1,172/日 ）	<u>1,189</u> 円	<u>2,377</u> 円	<u>3,566</u> 円	11,884 円

加算 * * * * *

事業所の体制※ 1	加算・減算		単位数	利用者負担金			
				利用者負担額			サービス費用
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
○	入浴介助加算	I	（ 40/日 ）	<u>41</u> 円	<u>81</u> 円	<u>122</u> 円	405 円
○	個別機能訓練加算	Iイ	（ 56/日 ）	<u>57</u> 円	<u>114</u> 円	<u>171</u> 円	567 円
○		II	（ 20/月 ）	<u>21</u> 円	<u>41</u> 円	<u>61</u> 円	202 円
○	若年性認知症利用者受入加算		（ 60/日 ）	<u>61</u> 円	<u>122</u> 円	<u>183</u> 円	608 円
○	科学的介護推進体制加算		（ 40/月 ）	<u>41</u> 円	<u>81</u> 円	<u>122</u> 円	405 円
○	サービス提供体制強化加算※ 2	I	（ 22/回 ）	<u>23</u> 円	<u>45</u> 円	<u>67</u> 円	223 円
／	事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者へのサービス提供減算		（ -94/日 ）	<u>-96</u> 円	<u>-191</u> 円	<u>-286</u> 円	-953 円
／	送迎を行わない場合の減算（片道につき）		（ -47/回 ）	<u>-48</u> 円	<u>-96</u> 円	<u>-143</u> 円	-476 円

（※ 1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。）
（※ 2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。）

《通所型サービス》

基本利用料 * * * * *	地域区分	7 級地	単価	10.14円
--------------------	------	------	----	--------

要介護区分	単位数	利用者負担金（一カ月あたり）			
		法定代理受領分			法定代理受領分以外
		1 割負担者	2 割負担者	3 割負担者	
要支援 1（事業対象）	（ 1,672/月 ）	<u>1,696</u> 円	<u>3,391</u> 円	<u>5,087</u> 円	16,954 円
要支援 2（事業対象）	（ 3,428/月 ）	<u>3,476</u> 円	<u>6,952</u> 円	<u>10,428</u> 円	34,759 円

加算 * * * * *

事業所の体制※ 1	加算・減算			単位数	利用者負担金			
					法定代理受領分			法定代理受領分以外
					1割負担者	2割負担者	3割負担者	
○	運動器機能向上加算			(225/月)	<u>229</u> 円	<u>457</u> 円	<u>685</u> 円	2,281 円
○	若年性認知症利用者受入加算			(240/月)	<u>244</u> 円	<u>487</u> 円	<u>730</u> 円	2,433 円
○	サービス提供体制強化加算※2	I 1	事業対象・支援1	(88/月)	<u>90</u> 円	<u>179</u> 円	<u>268</u> 円	892 円
○		I 2	事業対象・支援2	(176/月)	<u>179</u> 円	<u>357</u> 円	<u>536</u> 円	1,784 円
		II 1	事業対象・支援1	(72/月)	<u>73</u> 円	<u>146</u> 円	<u>219</u> 円	730 円
		II 2	事業対象・支援2	(144/月)	<u>146</u> 円	<u>292</u> 円	<u>438</u> 円	1,460 円
		III 1	事業対象・支援1	(24/月)	<u>25</u> 円	<u>49</u> 円	<u>73</u> 円	243 円
		III 2	事業対象・支援2	(48/月)	<u>49</u> 円	<u>98</u> 円	<u>146</u> 円	486 円
	事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者へのサービス提供減算		I	(-376/月)	<u>-382</u> 円	<u>-763</u> 円	<u>-1,144</u> 円	-3,812 円
			II	(-752/月)	<u>-763</u> 円	<u>-1,525</u> 円	<u>-2,288</u> 円	-7,625 円
○	科学的介護推進体制加算			(40/月)	<u>41</u> 円	<u>81</u> 円	<u>122</u> 円	405 円

(※1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。)
(※2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。)

契約期間が一月に満たない場合（日割り計算） * * * * *

要介護区分	単位数	利用者負担金			
		法定代理受領分			法定代理受領分以外
		1割負担者	2割負担者	3割負担者	
要支援1	(55/日)	<u>56</u> 円	<u>112</u> 円	<u>168</u> 円	557 円
要支援2	(113/日)	<u>115</u> 円	<u>229</u> 円	<u>344</u> 円	1,145 円

《通所介護および通所型サービス共通》

事業所の体制※ 1	加算・減算		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定外受領分以外
○	介護職員処遇改善加算	I	右記額より保険給付額を差し引いた額	1月の利用料金の5.9% (基本料金＋各種加算減算)
		II	〃	1月の利用料金の4.3% (基本料金＋各種加算減算)
		III	〃	1月の利用料金の2.3% (基本料金＋各種加算減算)
		IV	〃	同加算（III）の90%
		V	〃	同加算（III）の80%
○	介護職員等特定処遇改善加算	I	〃	1月の利用料金の1.2% (基本料金＋各種加算減算)
		II	〃	1月の利用料金の1.0% (基本料金＋各種加算減算)
○	介護職員等ベースアップ等支援加算		〃	1月の利用料金の1.6% (基本料金＋各種加算減算)
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		〃	1月の利用料金の5.0% (基本料金＋延長加算)
	利用者の数が利用定員を超える場合、又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		〃	基本利用料の70%

(※1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。)
(※2 以上の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。)

《支払い方法》

- 利用料金は、一ヵ月ごとに計算し、翌月の15日頃請求書を発送させていただきます。請求書を受け取りになった月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を窓口にて発行いたします。ただし、銀行振り込みもしくは口座振替にてお支払いいただいた場合は、当該領収書は翌月の請求書と同封して発送いたします。お支払方法は、原則として銀行振り込み、口座振替のいずれかをお選びいただきます。

◆◆◆ 秘密の保持 ◆◆◆

- 当事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して洩らしません。
- 当事業所は、従事者が当事業所の従事者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従事者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

◆◆◆ 事故発生時の対応 ◆◆◆

- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

◆◆◆ 苦情処理の体制 ◆◆◆

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要のとおり。以下に苦情受付窓口を記載。

所属等	担当者氏名等（職種等）	電話番号
苦情受付 担当者	菅野 健太（相談員）	０４９３－５６－５６３６（代表）
苦情解決 責任者	守山 里香（施設長）	０４９３－５６－５６３６（代表）
第三者委員	小久保 佐俊	０４９３－５６－２３５０
	古川 庸成	０４９３－６２－６２０４
関係機関	滑川町役場 高齢介護課 介護保険担当	０４９３－５６－２０１０（直通）
	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	０４８－８２４－２５６８（専用）
	埼玉県運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会）	０４８－８２２－１２４３（専用）

◆◆◆ 緊急時の対応方法 ◆◆◆

- サービス提供中に様態の変化等が有った場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

◆◆◆ 身体拘束等の禁止 ◆◆◆

- 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではなものとします。
- 前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の更衣を行った場合には、事業者は直ちにその日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由その他必要な事項について、サービス提供記録に記録します。

◆◆◆ 虐待の防止 ◆◆◆

- 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる必要な措置を講じます。
 - ①虐待防止に関する責任者を選定しています。【責任者：守山 里香】
 - ②成年後見制度の利用を支援します。
 - ③苦情解決体制を整備しています。
 - ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 事業者は、サービス提供中に、介護事業所または擁護者（ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報します。